

2025年9月16日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託 (ETF) の設定・解約に係る清算制度に
対応するための投資信託約款の変更等に関するお知らせ

当社は、本日、下記の通り、対象 ETF (計 4 本) の投資信託約款 (以下「約款」といいます。) を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信 (1357)
NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信 (1472)
NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1570)
NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信 (1571)

[変更の内容および理由]

2025年9月29日(月)より、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」といいます。)による金銭設定型ETFの設定・解約に係る清算制度を利用するにあたり、JSCC所定の要件に対応するため、上記対象ETFの解約の申込から解約金の受渡までの期間を現行の4営業日から3営業日となるように変更します。

変更内容の詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行ないません。

[変更の日程]

2025年9月26日(金) 約款変更の届出日
2025年9月29日(月) 約款変更の適用日

当該変更は、東京証券取引所を通じた対象ETFの売買について変更するものではありません。

[当該約款変更に係る新旧対照表]

NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(名義登録と収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <略> ②～⑦ <略> ⑧ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>3</u> 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑨ <略></p>	<p>(名義登録と収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <同左> ②～⑦ <同左> ⑧ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>4</u> 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑨ <同左></p>

NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信
 NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信
 NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>3</u> 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑧ <略></p>	<p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <同左> ②～⑥ <同左> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>4</u> 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑧ <同左></p>

以上